

花き部の臨時休業について

沖縄県では、沖縄県中央卸売市場花き部連絡協議会の要請に基づき、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第4条第2項の規定により、下記のとおり臨時休業とすることを決定したのでお知らせします。

記

(臨時休業とする期日)

令和7年12月28日(日)

(理由)

該当日は、せり入荷量が少ないことから、働き方改革も考慮し、臨時休業とする。

令和7年11月20日

沖縄県中央卸売市場長 大嶺 保和